

所管部課	監査委員事務局	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護施行条例 東大和市個人情報保護法施行細則			
	部課機関	文書課			
1. 要 旨					
<p>個人情報保護に関する法律の改正により、新たに「東大和市個人情報保護法施行条例」が制定されたことに伴い、監査委員において、条例の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに本規程を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>① 市長が定める「東大和市個人情報保護法施行細則」に準じた取扱いとする。</p> <p>② 従前の「東大和市監査委員が保有する個人情報の保護等に関する規程」を廃止する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>監査委員が保有する個人情報の保護について、法令等に即して、適切な事務執行を行うことができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>文書課において審査済み</li> <li>令和4年12月15日に、市議会において「東大和市個人情報保護法施行条例」が原案可決</li> <li>令和5年2月20日に、「東大和市個人情報保護法施行細則」が公布</li> <li>令和5年3月27日に、監査委員の合議により決定</li> </ul>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議報告後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。